



鳥取県公報

平成 27 年 10 月 9 日 (金)
第 8 7 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の収納事務の委託 (679) (文化政策課) 2
	指定構造計算適合性判定機関の委任 (680) (住まいまちづくり課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (681) (県産材・林産振興課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (682) (治山砂防課) 2
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (683) (鳥取県土整備事務所) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (684) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (685) (〃) 3
◇ 正 誤	平成27年 8 月 28 日付鳥取県規則第 44 号中訂正 4

告 示

鳥取県告示第679号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第59回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
一般財団法人米子市文化財団	平成27年10月17日から同月26日まで
日南町	平成27年10月30日から同年11月8日まで

鳥取県告示第680号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成27年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務	構造計算適合性判定の業務の開始の日
株式会社グッド・アイズ建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目16-15	鳥取県全域	東京都新宿区百人町二丁目16-15	構造計算適合性判定を必要とする全ての建築物の判定	平成27年10月1日

鳥取県告示第681号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「木づかいの国とっとり」情報発信映像等制作業務プロポーザル審査会	「木づかいの国とっとり」情報発信映像等制作業務の受託者の選定に関する事項	平成27年10月9日から平成28年1月31日まで	森林・林業振興局県産材・林産振興課
鳥取県民間施設木づかい推進モデル事業評価委員会	民間施設木づかい推進モデル事業費補助金の補助対象事業の採択及び評価に関する事項	平成27年10月9日から平成28年3月31日まで	”

鳥取県告示第682号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
新興寺地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町新興寺字三谷口612-2	1号
八頭郡八頭町新興寺字三谷口625	2号
八頭郡八頭町新興寺字上ノ山648	3号
八頭郡八頭町新興寺字上ノ山650	4号
八頭郡八頭町新興寺字上ノ山651	5号
八頭郡八頭町新興寺字上ノ山652	6号
八頭郡八頭町新興寺字上ノ山653	7号
八頭郡八頭町新興寺字上ノ山654	8号
八頭郡八頭町新興寺字馬場崎515-1地先道路敷	9号
八頭郡八頭町新興寺字屋敷586	10号
八頭郡八頭町新興寺字屋敷603-1	11号
八頭郡八頭町新興寺字三谷口608-1地先道路敷	12号

鳥取県告示第683号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市伏野字砂浜2301、2300-1 (3,613平方メートル)	砂（9,228立方メートル）	採取の期間	平成25年10月4日から平成27年9月29日まで	平成25年10月4日から平成27年11月30日まで	平成27年9月29日

鳥取県告示第684号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団 昌平会	ヘルパーステーションまちなか	米子市紺屋町31-3	平成27年10月6日	訪問介護

鳥取県告示第685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団 昌平会	ヘルパーステーションまちなか	米子市紺屋町31-3	平成27年10月6日	介護予防訪問介護

正 誤

平成27年8月28日付鳥取県公報号外第83号の鳥取県規則第44号(鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から1

誤 注 「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額」及び「仮装経理に基づく事業税額の控除額」の内訳を記載した書類を添付すること。

正 注 「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額」及び「仮装経理に基づく事業税額の控除額」の内訳を記載した書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。